

3 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

（所要額：528億円）

米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）は、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

【交付対象者】

認定農業者、集落営農、認定新規就農者（いずれも規模要件はありません。）

※ 交付対象者の要件については、6～7ページを参照してください。

【対象作物】

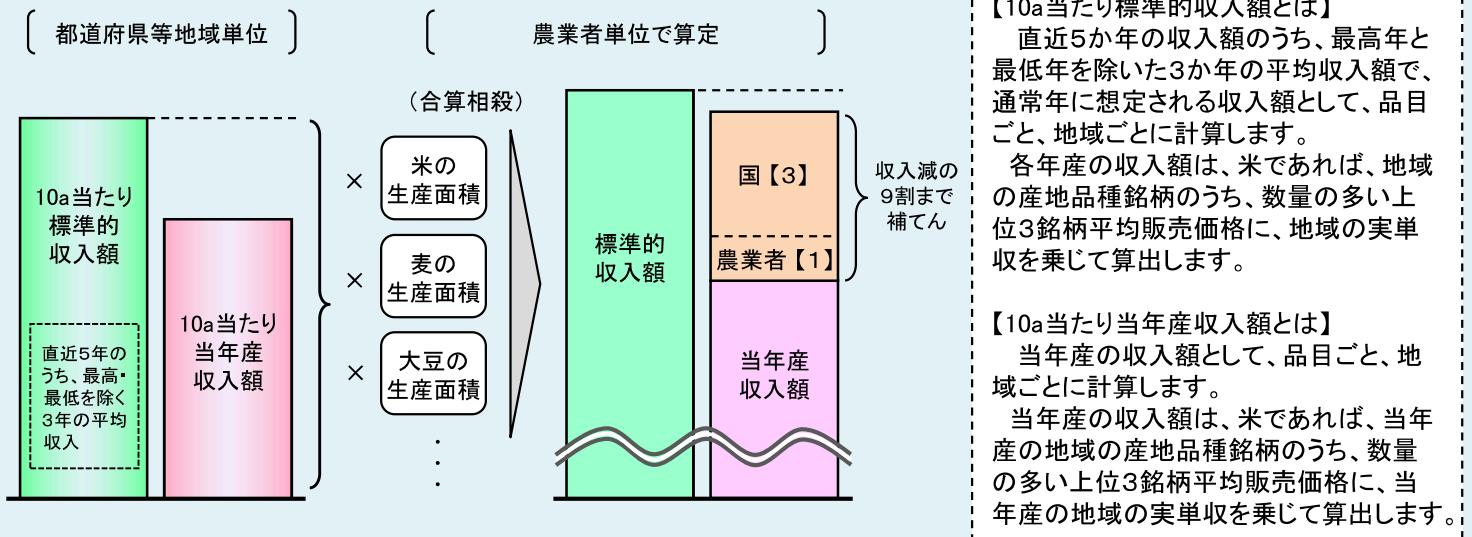
米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

（1）ナラシ対策の仕組み

- 農業者の米、麦、大豆等の当年産の販売収入の合計（当年産収入額）が、過去の平均収入（標準的収入額）を下回った場合に、その差額の9割を補てんします。

$$\text{補てん額} = (\text{標準的収入額} - \text{当年産収入額}) \times 0.9$$

- 補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。
- このため、補てんを受けるには、農業者からの積立金の抛出が必要となります。
- 補てん後の積立金の残額は、翌年産へ繰り越されるため、掛け捨てにはなりません。



収入保険・農業共済との関係

＜収入保険＞

→自然災害や価格低下をはじめ、農業者ごとの収入の減少を広く補償

※青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です

＜農業共済＞

→自然災害等による収穫量の減少を補償

又は

+

＜ナラシ対策＞

→価格が下落した際などに、収入の減少を補てん

- ・ 収入保険と、農業共済・ナラシ対策などの類似制度は、いずれかを選択して加入することができます（重複加入はできません。）。
- ・ ナラシ対策の補てん金は農業共済に加入していることを前提に減額調整されるので、ナラシ対策に加入する場合は農業共済とのセット加入をお勧めします。

※ 収入保険についての詳細は、40～42ページを参照してください。

(2) ナラシ対策への加入から補てん金支払までの流れ

① 加入申請（積立て申出）【令和5年4月1日～6月30日】

- 農業者は、交付申請書(様式第1号)の裏面(35ページ参照)に、令和5年産の米、麦、大豆等の生産予定面積等を記入し、地域農業再生協議会又は地方農政局等に提出してください。
- ⚠ 令和4年産からは、米を生産する予定の場合、出荷・販売契約数量等報告書(様式第10-11号)の提出も必要となっています(16ページ参照)。

② 積立金の納付【令和5年5月下旬～8月31日】

- 積立額は、国が①の生産予定面積等に基づいて農業者ごとに算定し、通知します。
- 農業者は、国からの通知に基づき、標準的収入額から10%の収入減少に対応する積立額(10%コース) 又は 20%の収入減少に対応する積立額(20%コース) のいずれかを選んで積立金を納付※してください。

※20%コースを選択した場合で前年産からの繰越しがある場合は、その繰越分を差し引いた額を納付します。

農業者の積立額(20%コースを選択した場合)

$$= \text{積立基準収入額 (品目ごとの「農業者ごとの生産予定面積} \times \text{地域の10a当たり標準的収入額」の合計)} \\ \times \mathbf{4.5\%} (20\% \times 9割 \times 1/4^{(注)})$$

(注) 農業者1:国3の割合で補てんするので、補てん原資の1/4が農業者の負担(積立額)となります。

③ 補てん金の交付申請【令和6年4月1日～4月30日】

- 補てん金は、米については収穫した翌年の3月31日までの出荷・販売実績(生産実績数量(16～17ページ参照))に基づき、支払われます。
- 麦、大豆等については、ゲタ対策(数量払)の交付対象数量に基づき、支払われます。
- 農業者は、4月30日までに、ナラシの交付申請書(様式第10-1号)とともに生産実績数量の確認書類を地方農政局等に提出してください。

④ 積立額の確定【令和6年5月下旬～6月頃】

- 積立額は、国が③の生産実績数量を地域の令和5年産単収で換算した面積(面積換算値)に基づいて再計算し、確定します。
- 再計算した積立額が②の積立額よりも少ない場合は、②の積立額との差額が返納され、多い場合は②の積立額が確定した積立額となります。

⑤ 補てん金の算定・支払【令和6年5月下旬～6月頃】

- 補てん金の額は、国が農業者ごとの面積換算値に基づいて算定し、支払います。
- 地域の令和5年産単収が平年単収の9割を下回った場合は、農業共済制度に加入していることを前提に、農業共済制度が発動したとみなし、補てん額から共済金相当額を控除します。

補てん金の額

$$= (\text{標準的収入額 (品目ごとの「農業者の面積換算値} \times \text{地域の10a当たり標準的収入額」の合計)} \\ - \text{当年産収入額 (品目ごとの「農業者の面積換算値} \times \text{地域の10a当たり当年産収入額」の合計)}) \\ \times 9割 - \text{共済金相当額}$$

(3) 積立額及び補てん額の算定例

※ 20%コースを選択した場合



①～② 積立額（加入時）の算定例

品目	Aさんの生産 予定面積 (ha)	地域の10a当たり 標準的収入額 (円/10a)	Aさんの積立基準 収入額(円)	Aさんの 積立額(円)
	①	②	③=①×②	④=③×4.5%
米	6	125,000	7,500,000	337,500
大豆	4	20,000	800,000	36,000
計			8,300,000	373,500

加入時(予定)

生産予定面積

米 6ha

大豆 4ha

Aさんは
373,500円を
積み立てます*。

※ 前年産からの繰越しがある場合は、その繰越分を差し引いた額となります。

③～④ 積立額（確定）の算定例

品目	Aさんの 生産実績 数量 (kg)	地域の 当年産単収 (kg/10a)	面積換算値 (ha)	Aさんの 標準的 収入額(円)	Aさんの 積立額 (確定)(円)
	⑤	⑥	⑦=⑤÷⑥	⑧=⑦×②	⑨=⑧×4.5%
米	25,000	500	5	6,250,000	281,250
大豆	8,000	200	4	800,000	36,000
計				7,050,000	317,250

交付時(確定)

生産実績数量

米 25,000kg

大豆 8,000kg

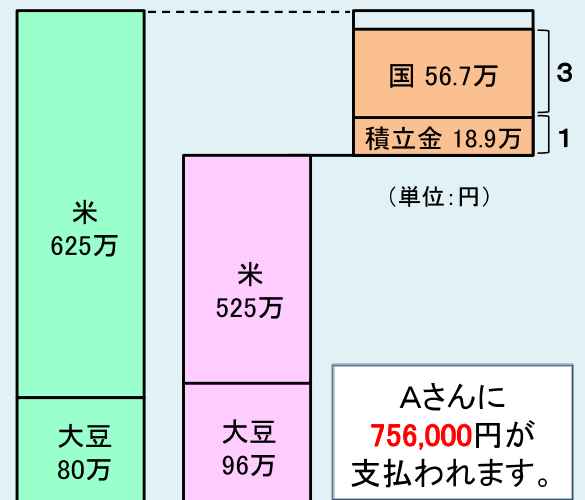
Aさんに
56,250円が
返納されます。

(373,500 - 317,250 = 56,250)

⑤ 補てん額の算定例

品目	面積換算値 (ha)	地域の10a当たり 当年産収入額 (円/10a)	Aさんの当年産 収入額(円)
	⑦	⑩	⑪=⑦×⑩
米	5	105,000	5,250,000
大豆	4	24,000	960,000
計			6,210,000

標準的収入額 705万 当年産収入額 621万 補てん額 75.6万



Aさんに
756,000円が
支払われます。

Aさんの 収入差額(円)	うち、国からの 補てん額(円)	うち、積立金からの 補てん額(円)
⑫=(⑧-⑪)×9割	⑬=⑫×3/4	⑭=⑫×1/4
756,000	567,000	189,000

※ 共済金相当額の控除はなかったものとして算定しています。

補てんに充てられなかった積立金の残額(128,250円(⑨-⑭))は、
翌年産の積立金の一部に充当されます。

(4) ナラシ対策の補てん対象（生産実績数量）

- 令和4年産から、ナラシ対策の補てん対象となる米は、需要に応じた米生産を後押しする観点から、農業者が事前に集出荷業者（JA等）と出荷契約を結んだもの等としています。
- このため、米を生産する予定の農業者は、加入申請時（生産年の6月30日まで）に、「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が必要です。

米

農産物検査3等以上のもの又は当該等級に相当するもの（種子は除く）で、

- (1) 農業者がJA等の集出荷業者との間で、生産年の6月30日までに出荷契約又は販売契約を結び、生産翌年の3月31日までに主食用として出荷・販売したもの
- (2) 農業者又は農業者から委託を受けた者が、生産年の6月30日までに販売計画を作成し、生産翌年の3月31日までに主食用として消費者等に販売することとしたものが対象です。

麦、大豆等

ゲタ対策（数量払）の交付対象数量となったものが対象です。

「出荷・販売契約数量等報告書」について

農業者ごとに、以下(1)、(2)の契約・計画数量を整理・集計したもの（生産年6月30日時点）。

- (1) JA等の集出荷業者へ出荷・販売する米： 取引先ごとの契約数量
- (2) (1)以外へ直接販売する米： 販売チャネル（①卸・小売、②中食・外食、③消費者、④その他）ごとの計画数量及び前年実績

（抜粋イメージ）出荷・販売契約数量等報告書

- (1) JA等の集出荷業者へ販売又は販売委託する米の契約数量

出荷・販売先	契約数量
JA〇〇	〇〇kg
▲▲商店	▲▲kg

(1)は、原則、取引先ごとに6月30日時点の契約数量が補てん対象の上限となります。ただし、契約締結後に、豊作等により契約者間で数量の上乗せ更新を行い、当該数量を書面により確認できる場合は、更新後の数量が上限となります。（当面の取扱い）

- (2) (1)以外の者に直接販売する米の計画数量

販売先区分	計画数量	(参考) 前年実績
①卸・小売	〇〇kg	〇〇kg
③消費者	▲▲kg	▲▲kg

(2)は、実需と結びついていないため、6月30日時点の計画数量の水準にかかわらず、実際の販売数量が補てん対象の上限となります。（当面の取扱い）

注1) (1)の契約数量の確認資料として、各出荷・販売先の出荷契約書の写し等を添付してください。

注2) (1)の契約数量と(2)の計画数量の合計数量が、米の生産予定面積から勘案して過大となっているように見受けられる場合等には、個別に事情をお聞きすることがあります。

出荷・販売実績（生産実績数量）の確認資料

- 米については、生産した翌年の3月31日までの主食用米の出荷・販売実績（生産実績数量）を確認できる書類を提出していただくことが必要です。
（麦、大豆等の米以外の品目は、ゲタ対策の数量払と同じです（8、9ページ参照）。）
- 農産物検査を受検した場合については、機械鑑定を前提とした検査規格が令和4年産米から適用可能となっており、従前の等級検査の結果に加えて、機械鑑定の結果も数量確認に用いることが可能となりました。
- 農産物検査によらない方法により数量確認した場合も、交付対象としています。

米の生産実績数量に係る確認書類

- ① 主食用として出荷・販売した数量を確認できる書類
（販売伝票等）
- ② 1.70mm以上のふるい目で調製した米穀を販売したことが確認できる書類
（1.70mm以上のふるい目で調製したことが明記された販売伝票等）
- ③ 水分含有率16.0%※以下の米穀を販売したことが確認できる書類
（水分含有率16.0%以下であることが明記された販売伝票等）
※醸造用玄米は都道府県ごとに設定
- ④ 産地、品種※、産年が確認できる書類
（種子の購入伝票、栽培記録、販売伝票等）
※交付金の算定上、品種による区分を設定している道県に限る

産地	銘柄	等級	数量
〇〇産産	30kg	1	1,300kg
〇〇産産	20kg	2	800kg
〇〇産産	10kg	3	300kg

農産物検査を受検した場合

上記②～④の提出について、次のいずれかに該当する農産物検査結果通知書を提出する場合は省略可能

- ・ 3等以上に等級格付けされたもの
- ・ 機械鑑定(※)による場合、死米の測定値20%以下かつ死米と碎粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下

※機械鑑定は、水稻うるち玄米のみ

注) 確認書類及びその根拠となる書類は、決して捨てずに、交付申請を行った年度の翌年度から5年間大切に保管してください。

確認書類の提出例1 農産物検査で等級格付された米

- ・ ① 主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類（販売伝票等）
- ・ 農産物検査結果通知書（3等以上）

確認書類の提出例2 農産物検査で機械鑑定した米

- ・ ① 主食用として出荷・販売した数量が確認できる書類（販売伝票等）
- ・ 農産物検査結果通知書（死米の測定値20%以下かつ死米と碎粒の測定値の合計が30%以下、水分含有率16.0%以下）

確認書類の提出例3 農産物検査を受検しない米

- ・ ①～④の書類（ただし、①～④の全部または一部が同一の書類に記載（追記不可）されている場合は、当該書類をもって重複部分に係る書類の提出を省略することが可能）